

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準の一部改正)

第十七条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成十

一年厚生省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）  
第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七  
条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項  
第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成  
十年政令第四百十二号）第二十二条の五第二号及び第二十九条の五  
第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の  
地域が次のいずれかに該当することとする。

一〇五（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第  
二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の  
規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の  
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十  
七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域  
の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九  
号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域その他の地  
域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること  
等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サー  
ビス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サ  
ービス、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サ  
ービス（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。  
）、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第  
四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第  
五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十  
四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第  
五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービ  
ス並びに法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び  
法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）  
第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七  
条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項  
第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成  
十年政令第四百十二号）第二十二条の五第二号及び第二十九条の五  
第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の  
地域が次のいずれかに該当することとする。

一〇五（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第  
二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の  
規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の  
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十  
七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域  
の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九  
号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人  
口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によ  
り、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第  
四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス、法第  
四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（地域  
密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。）、法第四十  
六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一  
項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一  
項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第  
二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二  
第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第  
五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条  
第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の確保が著しく

確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの

困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの